

内部統制システムの体制に対する運用状況

当社は、グループの業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めて体制を整備しておりますが、その内容及び運用状況の概要は次のとおりです。

なお、当社は2024年5月23日開催の第69回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行しており、同日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を改定しております。

1. 当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は最低月1回の取締役会を開催し、取締役会において経営上の重要な意思決定を行うほか、取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行うものとする。

【運用状況】

当連結会計年度は16回の取締役会を開催しています。取締役会においては実効性のある運営が行われ、取締役及び執行役員の業務執行状況の監督も適切に行われていると認識しています。

- (2) 当社及びグループ会社の法令等遵守体制については、当社グループの経営理念に基づいて策定した企業行動規範である「ライフ行動基準」に従い、法令、ルールへの遵守に係る推進部署であるコンプライアンス部が当社グループの遵守状況をフォローアップするとともに、その取りまとめ結果を取締役に報告するものとする。加えて、内部通報に関する規程に基づき、法令違反行為に係る当社グループの相談窓口として「ライフホットライン（社内窓口）」及び「人事部ハラスメント相談窓口」を設置し、コンプライアンス並びに人事担当の取締役又は執行役員及び役職者が対応するものとする。また、社外相談窓口として社外弁護士事務所を受付窓口とする「ライフホットライン（社外窓口）」を設置するものとする。

【運用状況】

「ライフ行動基準」は常にグループ社内で見ることができる状態にあり、「ライフホットライン」は、社内相談窓口に加えて社外弁護士事務所を受付窓口とする社外相談窓口も設置し、「人事部ハラスメント相談窓口」と合わせて3つの内部通報窓口で対応しています。これらはグループ社内でも周知され、その運営についても適切と認識しています。

また、総合リスク管理委員会を定期開催し、遵守状況のフォローアップを行っています。

- (3) 「ライフ行動基準」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たないものと定め、不当な要求などに対しては、外部専門機関と密接な連携のもと、当社グループ会社及び関係部署が連携・協力し、組織的に対応するものとする。

【運用状況】

「ライフ行動基準」の役員及び従業員への周知などを通じて、上記対応方針を徹底しています。

- (4) 代表取締役社長執行役員の直轄組織としての内部監査室は、社内規程及びグループ会社との契約又は委託などに基づき各店舗、センター、本社各部室、グループ会社を定期的に監査し、監査結果を取締役、執行役員、関係役職者及び監査等委員会に報告するほか、内部監査の取りまとめ結果を定期的に取締役会に報告するものとする。内部監査の人員体制については、その充実強化に努めるものとする。

【運用状況】

内部監査室は内部監査計画に基づいて監査態勢の整備及び監査を実施し、監査結果を取締役、執行役員、関係役職者及び監査等委員会に報告するほか、内部監査の取りまとめ結果を定期的に取締役会に報告しています。また、内部監査の人員体制については、その充実強化に努めています。

2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 会社の重要な意思決定については規程により文書化と保存を義務付け、法令などの定め又は重要度に基づき保存期間を定めるものとする。

【運用状況】

取締役会議事録、経営戦略会議議事録などの重要な書類は規程に定められた方法に従って、定め

られた期間適切に保存しています。

- (2) 保存文書の保存部署においては、取締役及び執行役員が常時閲覧できる体制を整備するものとする。

【運用状況】

取締役及び執行役員が、重要な書類を含めて、必要な資料の閲覧を求めた場合には、担当部署は遅滞なくこれに応じています。

3. グループ会社の取締役などの職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) グループ会社の重要事項については、その重要度に応じて、当該グループ会社を担当する部署がグループ会社から事前協議又は報告を受けるものとする。
- (2) グループ会社を管理する部署を担当する取締役又は執行役員は、取締役会においてグループ会社の状況を定期的に報告するとともに、期末決算を報告するものとする。

【運用状況】

グループ会社の重要事項については、グループ会社との事前協議又は事前報告を通じて意思疎通を図るとともに、担当役員が当該会社の状況を取締役に報告しています。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及びグループ会社の事業に絡むリスクを総合的に分析し、管理する「総合リスク管理委員会」を設置し、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクを特定しリスク内容を分析するとともに当該リスクの管理方針を策定すること、並びにリスク管理状況のモニタリングと監督を行い、リスクに対する適切な対応体制を構築・維持する。併せて環境変化に則したリスク対応方針の見直し、対応事項の計画等に関する提言、計画の進捗状況やリスク管理状況等についての報告を取締役にするものとする。

【運用状況】

総合リスク管理委員会の実効性を高めるために、①委員会メンバーを従来のコーポレート部門中心から、各統括役員を含む体制に変更、②部会については、コンプライアンス部会とセーフティアクション部会を廃止、継続するコンピューターセキュリティチーム（LIFE-CSIRT）以外はプロジェクトごとに全社横断的に活動する分科会とする体制に移行、③同委員会の開催頻度を従来の半年に一度から四半期に一度に変更し、これら3点を反映して2024年11月22日付で総合リスク管理委員会規程を改定しました。

事業計画策定時の環境認識、内部監査・社内点検制度による発見、事件事故の発生などを通じて認識したリスクについて、その程度に応じて取締役会や総合リスク管理委員会を始めとした社内会議などの場で対策を協議して必要な措置を講じています。

- (2) グループ会社における重要な資産の取得・処分、債務の負担などにかかる契約など損失のおそれのある事項については事前に当社と協議するものとする。

【運用状況】

当社との事前協議の対象としているグループ会社の重要事項について、当社におけるその内容の是非の判断は、当社自身の重要事項と同様の意思決定手続きを経て判断しています。

5. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長執行役員は、前年度末に翌年の経営目標を設定し、目標達成に向けた経営計画を策定のうえ取締役会に付議、承認を得るものとし、毎月1回の取締役会において進捗状況を確認する。また、翌年度に達成状況に応じた業績評価を実施するものとする。

【運用状況】

毎年度末に当該年度の実績を評価の上、翌年度の経営目標・経営計画を取締役会で定めています。

また、経営計画の進捗状況は取締役会で確認しています。

- (2) 取締役が重要事項の決定権限を一部委任するとともに、職務分掌規程、決裁権限規程を定め、各

組織の分掌、取締役他の決裁権限を明確化し、適切かつ効率的な意思決定と職務執行を行うものとする。

【運用状況】

監査等委員会設置会社への移行と同時に「取締役会規程」及び「経営戦略会議規程」を改定し、取締役会付議基準の引上げと経営戦略会議への委任内容の決定、経営戦略会議付議基準の引上げを行っています。また、経営戦略会議以下の執行レベルまで含めた意思決定迅速化に繋げるために、会社全体の決裁権限基準の見直しを行い、決裁権限の委譲を実施しています。

当連結会計年度は11回の経営戦略会議を開催しています。経営戦略会議においては、取締役会から委任を受けた事項の協議・決定のほか、取締役会に付議する事項の一部についても当該議案への取締役の理解・認識を深めるための協議を実施しています。

- (3) 取締役、執行役員及び各役職者の業務を適正かつ効率的に執行せしめるため、「内部統制システム統括委員会」を設置し、経営の意思決定システムや組織・職務・権限の見直しなど、業務遂行システムの点検を行い、その結果を取締役に付議・報告するものとする。

【運用状況】

内部統制システム統括委員会の実効性を高めるために、委員会メンバーを各統括役員を含む体制に変更し、2024年12月13日付で内部統制システム統括委員会規程を改定しました。

法令などの改正や社会情勢・リスク認識の変化などを踏まえ、当社の規程、組織、職務、権限などがこれらの改正・変化に対応しているかどうかを検証し、必要に応じて見直しを実施しています。

6. グループ会社の取締役などの職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) グループ会社の事業計画は、当社との協議を経てグループ会社において決定するものとする。

【運用状況】

グループ会社の事業計画については、策定段階から意思疎通を図ることで、効率的な協議が実施できるようにしています。

- (2) グループ会社にとって重要な組織及び規程の制定・変更は当社と事前に協議するものとする。その上で、個別事項にかかるグループ会社の取締役の業務執行は、案件の重要度に応じた当社との事前協議・報告を前提に、グループ会社の規程に沿って効率的に意思決定がなされるものとする。

【運用状況】

グループ会社との事前協議事項については、その重要度に応じて協議の内容にメリハリをつけるとともに、事前協議の範囲内での個別の業務執行については、グループ会社自身で意思決定を行っています。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助する従業員を置くことを取締役会又は取締役に求めた場合は、代表取締役社長執行役員及び人事担当取締役又は執行役員は監査等委員会と協議し監査等委員会室に配置する。

【運用状況】

監査等委員会の職務を補助する従業員を監査等委員会室に配置しています。

8. 前項の取締役及び従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する従業員の異動は、監査等委員会の同意を得なければならないものとし、監査等委員会は補助従業員に対する指揮命令権を有する。
- (2) 監査等委員会はその職務を補助すべき従業員の懲戒などに関与できるほか、補助従業員が監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合には就業規則に定める懲戒などの対象となる。

【運用状況】

上記(1)～(2)に共通の状況として、配置している補助従業員については本条項のとおり運用しま

す。

9. 当社及びグループ会社の役員（当社の監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

【運用状況】

当社及びグループ会社の役員及び従業員は、監査等委員会監査に積極的に協力し、監査以外の局面でも監査等委員会が求める報告、書類・資料などは遅滞なく提出しております。

- (2) 当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合、当社の取締役、執行役員及び従業員は直接に、グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は直接若しくはグループ会社を担当する取締役、執行役員又は従業員を経由して監査等委員会に対して遅滞無く報告を行う。

【運用状況】

当社においては本「内部統制システム構築の基本方針」を当社の規程一覧に掲載し、グループ会社においても規程に同様の定めを設けて社内に周知することで、当該事象が生じた場合には適切な対応がとれるように徹底しています。

10. 監査等委員会への報告をした取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行ったことを理由として、報告を行った取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して不利な取扱いを行うことを、当社及びグループ会社において禁止する。

【運用状況】

当社においては本「内部統制システム構築の基本方針」を当社の規程一覧に掲載し、グループ会社においても規程に同様の定めを設けて社内に周知することで徹底しています。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行に対して費用の前払いや債務の処理などの請求を行った場合や弁護士・会計士などの外部専門家を利用することを求めた場合には、監査等委員会の職務の執行の範囲内で当該費用を負担する。

【運用状況】

監査等委員の職務遂行に必要な経費などについては、監査等委員の請求に基づいて支払っています。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の選定する監査等委員は、重要な会議に出席し、各担当取締役又は執行役員の業務執行報告を受けるほか、全稟議書・申請書の回覧報告を受ける。

【運用状況】

監査等委員会が重要と考える会議には、選定監査等委員が出席し、会議の内容を速やかに委員会に報告し、委員会においてはかかる報告を受けて、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握して、当該会議が内部統制システムに従って適切な運営が行われたか否かについて監査等を実施しています。

- (2) 法務・税務・会計に係る最新法規法令に適正に対応するため、監査等委員である社外取締役に専門家の起用を図るよう努める。

【運用状況】

監査等委員である社外取締役として、弁護士を1名選任しています。

- (3) 内部監査室は、監査等委員会に対し内部監査に係る報告を定期的に行うほか、随時監査等委員会と会合を持ち、密接な連携を図る。また、監査等委員会は、その指示に基づき内部監査室に監査等を命じることができる。

【運用状況】

内部監査室は、監査等委員会への内部監査結果の報告、定期的な情報交換、監査等委員会の求めに応じた情報提供などを実施しています。また、監査等委員会の指示に基づく内部監査は本条項のとおり運用します。

- (4) 監査の独立性を確保し、効果的かつ効率的な監査体制を維持するために、監査機能上の指揮において代表取締役社長執行役員の指示と監査等委員会の指示に齟齬がある場合は、後者を優先させる。

【運用状況】

監査機能上の指揮において代表取締役社長執行役員の指示と監査等委員会の指示に齟齬はありませんが、齟齬がある場合には本条項のとおり運用します。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、内部監査室が経営システム、業務プロセス、IT統制などが財務報告の適正性を確保する観点から適切に整備され、かつ、運用されているかどうかにつき検証、確認するものとする。

【運用状況】

内部監査室は、取締役会が定めた内部統制評価基本規程に基づいて財務報告の信頼性が確保されているかどうかを内部統制の観点から点検・検証し、現時点で開示すべき重要な不備が存在しないことを確認しています。